

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年5月定例会に提出される次の議案については、異議がないものと決定する。

平成26年5月16日

大阪府教育委員会

#### ○条例案

- 1 大阪府附属機関条例一部改正の件
- 2 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

	件名	概要
1	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>1 大阪府教育委員会評価審議会を廃止するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府教育行政評価審議会</li> </ul> <p style="text-align: center;">施行日：公布の日</p>
2	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件	<p>地方公務員法の改正により、任命権者が知事に報告する人事行政の運営の状況の事項に休業の状況を追加するなど、所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: center;">施行日：公布の日</p>
3	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改定する。</p> <p style="text-align: center;">施行日：公布の日</p>

## 大阪府附属機関条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課／政策企画部企画室計画課

### ■改正の理由

- 知事及び教育委員会は、大阪府教育行政基本条例（以下「基本条例」という。）第6条第1項により、平成25年に策定した大阪府教育振興基本計画（以下「振興計画」という。）の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行うこととされている。
- そこで、この点検及び評価を行うに当たり、透明性及び客観性を確保するため、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者の知見の活用を図ることとし、知事及び教育委員会の附属機関として大阪府教育行政評価審議会を設置する。
- なお、基本条例第6条第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第27条第1項の点検及び評価に当たって、基本計画の点検及び評価を含めることとされている。  
よって、同法の点検及び評価についても、事務の効率化を図るため、今回設置する審議会の担当事務に含めることとし、同法の点検及び評価に当たっての調査審議を担当事務とする大阪府教育委員会評価審議会を廃止する。

### ■改正の内容

- ①大阪府附属機関条例第2条第1項の別表第1第2号の大阪府教育委員会評価審議会の項を削除
- ②大阪府附属機関条例第2条第1項の別表第1第3号に、知事及び教育委員会が設置する大阪府教育行政評価審議会の項を追加  
同審議会の担任する事務を以下のとおり定める。
  - ・基本条例第6条第1項に基づく教育振興基本計画の進捗を管理するための点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務
  - ・地教行法第27条第1項に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務

### ■施行期日

- 公布の日  
(理由) 昨年度の事務の管理及び執行についての点検及び評価の結果については、報告書にまとめ、9月定例府議会に提出することから、早急に審議会を設置する必要があるため。

### ■政策アセスメント

- 基本条例第6条第1項に基づき、知事及び教育委員会が共同して点検及び評価を実施するため、政策企画部計画課と調整済
- 新たな附属機関の設置について、人事局と協議済

### ■制度間調整

- 附属機関条例の改正に伴い、大阪府教育委員会評価審議会規則（平成24年大阪府教育委員会規則第13号）を廃止する。
- 大阪府教育行政評価審議会規則（仮称）の制定について、法務課と調整中

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一 （略）		別表第一（第二条関係） 一 （略）	
名称 （略）	担任する事務 （略）	名称 （略）	担任する事務 （略）
大阪府登録販売者試験委員	薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の八第一項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務	大阪府登録販売者試験委員	薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務
二 （略）		二 （略）	
名称 （略）	担任する事務 （略）	名称 （略）	担任する事務 （略）
大阪府学校教育審議会	（略）	大阪府教育委員 会評価審議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たつての調査審議に関する事務
三 （略）		三 （略）	
名称 （略）	担任する事務 （略）	名称 （略）	担任する事務 （略）
大阪府教育振興基本計画審議会	（略）	大阪府教育振興基本計画審議会	（略）
大阪府教育行政評価審議会		大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たつての調査審議に関する事務	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■改正の理由

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正（平成25年11月22日公布）により、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- ・人事行政の運営等の状況の報告項目を明確化するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第2項の改正を行う。
- ・人事行政の運営等の状況の公表は、条例の規定による府公報によるもののほか、webページでも行ってきたところであるが、いずれもインターネットを利用することに変わりはない一方で、webページでの公表の方が府民からアクセスが容易であることや公報としての書式に制約がなく分かりやすい情報の発信ができることから、公表はwebページで行うこととし、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条第2項の改正を行う。

### ■施行期日

- ・公布の日から施行する。  
（理由）地方公務員法の一部を改正する法律が既に施行（平成26年2月21日）されていることから、速やかに施行させる必要があるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・なし

大阪府条例第 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年大阪府条例第五号）  
 の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)                      第二条 (略)                      2 (略)                      一―三 (略)                      四 休業の状況                      五―九 (略)                      (公表)                      第四条 (略)                      2 前項の規定による公表は、インターネットの利用により行う。                      (委任)                      第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(任命権者の報告)                      第二条 (略)                      2 (略)                      一―三 (略)                      四―八 (略)                      (公表)                      第四条 (略)                      2 前項の規定による公表は、府公報により行う。                      (委任)                      第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

- ・ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。平成24年2月29日公布、同年3月1日施行）により設けられていた医療職俸給表の特例が平成26年3月31日をもって終了すること、及び薬剤師の養成課程が6年制に移行したことを受けて、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の改定が行われたことに伴い、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成26年政令第93号。平成26年3月28日公布、同年4月1日施行）により学校医等に係る補償基礎額が引き上げられたため、当該補償基礎額に関し、所要の改正を行う。
- ・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づき、公務災害補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされている。

### ■改正の内容

- ・ 学校医等の公務災害補償の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

### ■施行期日

- ・ 公布の日

### ■適用区分

- ・ 平成26年4月1日から適用する。
- ・ 平成26年4月1日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額については、従前の例による。ただし、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であって同日以降の期間について支給すべきものについては、新条例の規定によるものとする。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 財政課と本件改正について調整済み

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
		別表（第三条関係）						別表（第三条関係）					
備考	基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額
	二〇	五年未	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	五年未	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円	五年未	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	五年未	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円
	四八	五年以上一〇年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	五年以上一〇年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円	五年以上一〇年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	五年以上一〇年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円
	八〇	一〇年以上二十年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	一〇年以上二十年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円	一〇年以上二十年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	一〇年以上二十年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円
	七八	二十年以上二十五年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	二十年以上二十五年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円	二十年以上二十五年未満	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	二十年以上二十五年未満	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円
	九八	二十五年以上	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	二十五年以上	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円	二十五年以上	五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円	二十五年以上	五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円
	七五		五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円		五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円		五、九七、七九、四〇、円	五、〇〇、六五三、円		五、六七、三八、六九、六〇、円	四、二四、二六、九八、五三、円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は平成二十六年四月一日から適用する。

（適用区分）

2 平成二十六年四月一日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額については、従前の例による。ただし、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例の規定によるものとする。